

### 1、部活動の位置づけ、および意義

- ・ 部活動は、学校教育の一環として行われ、創立者の著書『夢は叶う』等にも述べられているように、活動を通して、自主性、協調性、責任感、自信などを育み、将来、仕事等で活躍し、大勢の人を引っ張っていくリーダーとなるための力を向上させる等の意義がある。
- ・ この意義を念頭にしつつ、校長は「学校の部活動に係る活動方針」を策定のうえ、公表し、その実施に努めることとする。なお、本方針については、校長は、必要に応じて、改正するものとする。

### 2、休養日および活動時間の設定について

- ・ 成長期にある生徒が十分な休養を取り、学業やその他の課外活動などにもバランスよく取り組めるよう休養日を設定し、活動日は原則として、週3日までとする。（強化部は除く）
- ・ 部活動を行うにあたっては、通常、平日の活動時間は遅くとも、18：40までとし、効果的な内容となるように、生徒においても顧問においても創意工夫していくものとする。また、日曜や祝日に活動を行う場合は、原則として、中学校3時間程度、高等学校4時間程度を目安とする（準備や片付けの時間は除く）。
- ・ 但し、競技の特性・大会などの日程や学校の特徴などを踏まえ、適切に「休養日」や「活動時間」を設定し、メリハリのある活動を心掛ける。
- ・ 定期考査1週間前から考査が終了するまでは、原則として部活動を禁止する。
- ・ なお、大会直前のため、決められた活動日以上に活動したい場合や、定期考査1週間前から考査が終了するまでの間に活動したい場合は、特別練習許可願を管理職（校長、教頭、事務長）に提出し許可を得ること。
- ・ また、強化部については、生徒の志、部員数や練習環境の違いから強化部以外の規定に合致しない場合があるが、生徒と指導者の健康と安全を優先した適切な活動時間・休養日を設定し、その都度、校長が判断することとする。

### 3、適切な運営のための体制整備

- ・ 校長は、生徒や教師等の数の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保などの観点から部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- ・ 校長は、運動部・文化部顧問と共に、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理を優先させ、事故及び体罰・ハラスメントの防止に努める。

以上